土地区画整理法第百十七条の四第一項に規定する指定検定機関を指定する省令の一部を改正する省令

土地区画整理法第百十七条の四第一項に規定する指定検定機関を指定する省令（平成十一年建設省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

表中「財団法人全国建設研修センター（昭和三十七年四月七日に財団法人全国建設研修センターという名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人全国建設研修センター」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十七号

民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行に伴い、建築士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日　　国土交通大臣　前田　武志

建築士法施行規則の一部を改正する省令

建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第六号書式添付書類㈠中「法定代理人」の次に「（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）」を加える。

附　則

この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第二十八号

タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第四十九条第一項の規定を実施するため、タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日　　国土交通大臣　前田　武志

タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部を改正する省令

タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和四十五年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の二の表中「財団法人東京タクシーセンター（昭和四十四年十二月二十三日に財団法人東京タクシー近代化センターという名称で設立され、平成十四年四月一日に財団法人東京タクシーセンターという名称に変更された法人をいう。）」を「公益財団法人東京タクシーセンター」に改め、同表中「財団法人大阪タクシーセンター（昭和四十四年十二月五日に財団法人大阪タクシー近代化センターという名称で設立され、平成十四年四月一日に財団法人大阪タクシーセンターという名称に変更された法人をいう。）」を「公益財団法人大阪タクシーセンター」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十九号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四十五条の二第三項及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第四十八条第三項の規定を実施するため、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日　　国土交通大臣　前田　武志

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「財団法人運行管理者試験センター（平成十二年十二月一日に財団法人運行管理者試験センターという名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人運行管理者試験センター」に改める。

一　旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第六十四条第一項の表

二　貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第四十五条第一項の表

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、建設工事統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日　　国土交通大臣　前田　武志

建設工事統計調査規則の一部を改正する省令

建設工事統計調査規則（昭和三十年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第十一号及び第十一条第九号中「付加価値額」を「完成工事原価並びに販売費及び一般管理費」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第三十一号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十号）及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第七十号）の施行に伴い、並びに関係法令に基づき、並びに関係法律を実施するため、自動車事故報告規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日　　国土交通大臣　前田　武志

自動車事故報告規則等の一部を改正する省令

（自動車事故報告規則の一部改正）

第一条　自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号ホ中「汚染された物」の下に「又は同条第四項に規定する放射線発生装置から発した同条第一項に規定する放射線によつて汚染された物」を加える。

別記様式の㈱5中「汚染された物」の次に「又は同条第四項に規定する放射線発生装置から発生した同条第一項に規定する放射線によつて汚染された物」を加える。

（放射性同位元素等車両運搬規則及び放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則の一部改正）

第二条　次に掲げる省令の規定中「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改める。

一　放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号）第八条第六項及び第十九条

二　放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則（昭和五十六年運輸省令第二十二号）第一条第一項

（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十三条の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部改正）

第三条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十三条の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（昭和五十六年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

様式を次のように改める。